

はじめに

新潟県歴史資料保存活用連絡協議会

会長 倉地 一 則

新潟県歴史資料保存活用連絡協議会（以下、新史料協と略称する）は、「公文書館法」（昭和62年法律第115号）の趣旨に添って、公文書等の歴史資料を県民共有の財産として後世に保存し活用することを目的に、平成4年に設置された県内行政機関の協議会です。新潟県内の新史料協への加盟数は、平成15年には110市町村のうち108市町村でしたが、その後の大規模な市町村合併によって平成20年3月現在では、35市町村数のうち33になっています。

本会では、新潟県内の自治体における公文書・地域史料の保存と活用の促進を目指して、現場で課題になっている事柄の解決の糸口を提供し、各自治体間の連携を深めるなど、様々な活動を行っていきました。

平成16年の新潟県中越地震や、平成19年の新潟県中越沖地震では、被災した歴史的文書の保全を関係市町村に要請し、歴史資料救済の支援にも取り組みました。平成の大合併に伴う公文書等の保存の問題では、合併時の公文書廃棄の防止を呼びかけ、歴史的公文書の選別基準のガイドラインを作成しましたが、現在は合併後の文書管理について継続的に取り組んでいます。

平成13年、本会では新潟県内の公文書保存について本格的に考えるために、『公文書保存の手引き－歴史資料として残すために－』を発刊しました。その後、新史料協発足10周年を契機に、この『古文書保存・整理の手引き』の編輯・刊行に着手することになりました。

この手引き刊行のために古文書作業部会を設け、平成15年秋からおよそ4年半をかけて製作しました。部会のメンバーは、県内自治体の博物館・文書館・図書館、自治体史編さんや文化財行政の現場で、歴史資料の保存・活用に携わる中堅・若手の職員です。年数回の作業部会や共同調査、そして作業部会が企画した研修会などにおける意見交換などを通じて、「こんな本があったら、古文書の保存や整理の仕事に役立つだろう」という、メンバー一人一人の日頃の業務上の経験や、エッセンスが本書に、盛り込まれています。

『公文書保存の手引き』の姉妹編となるこの『古文書保存・整理の手引き』が、新潟県内の会員各位をはじめ、全国各地の歴史資料の整理・保存・活用に携わる皆さまに活用いただくことを願っています。

平成20年3月

